

平成 22 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 アイ・ティ・シーネットワーク株式会社
 代表者名 代表取締役社長 寺本 一三
 (コード番号 9422 東証第 1 部)
 問合せ先 執行役員経営企画部長 目時 利一郎
 (TEL. 03- 5739 - 3702)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 22 日開催予定の第 13 期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設し、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）、第 7 条（単元株式数）につきましては、会社法第 184 条及び第 191 条の規定に基づき、平成 22 年 2 月 25 日開催の取締役会において、平成 22 年 4 月 1 日を効力発生日として、発行可能株式総数を 384, 000 株から 153, 600, 000 株に変更し、単元株制度を採用して 1 単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。 (下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1 5 3, 6 0 0, 0 0 0 株とする。	(現行どおり)
第 7 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。	(現行どおり)
(新設)	<u>第 8 条（単元未満株式についての権利）</u> <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</u> ② <u>会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> ③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</u>
第 8 条～第 3 3 条 (条文省略)	第 9 条～第 3 4 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 22 日 (火)

定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 22 日 (火)

以 上